

神戸市で発生した少年事件に関する報道についての理事長声明

本年4月10日に発売された文藝春秋2015年5月号は、1997年（平成9年）に神戸市須磨区で発生した少年事件（以下「本件事件」という。）の審判の決定書の内容を、被害者や少年の名前などを伏せつつ全文掲載した（以下「本件公表」という。）。

少年法は、少年の健全な育成を目的として掲げ、その目的達成のために、同法第22条第2項において審判の非公開を定め、同法第61条において少年の特定につながる推知報道を禁止している。また、子どもの権利条約第40条第2項は、少年の非行についての手続の全ての段階において少年のプライバシーを尊重しなければならないとしている。

審判の決定書には、決定に至った理由が詳細に記され、少年のプライバシー情報が多数掲載されているのであって、本件公表は、本来は公開されない審判の内容を公表するに等しく、少年法第22条第2項の趣旨に反することは明らかで、少年のプライバシーを侵害し、子どもの権利条約第40条第2項にも違反する。

また、決定書には少年の詳細な生育歴が記載されており、公表された情報に、本件事件に関して過去に行われた報道などに含まれる情報が加われば、少年の実名を推知させかねない。本件公表は、少年の実名報道を禁止した少年法第61条の趣旨にも反している。

さらに、報道によれば、本件事件の被害者（遺族を含む。以下同じ。）は、この報道を事前に了承していないということであり、本件公表は、本件事件から約18年も経過して再度被害者のプライバシーを侵害するものといわざるを得ず、それにより生じる被害者の心理的な負担は計り知れない。

本件事件については、神戸家庭裁判所が、審判直後に、本件事件に関する決定要旨を公表し、これに対して、当時の付添人団が少年の更生を害するとして抗議を行った。本件公表によって、決定全文が公表されることによる弊害は、決定要旨の公表による弊害を上回っている。審判から約18年も経過して、再度の、しかもより広範な公表が行われたことは、大変遺憾である。

以上のとおり、本件公表は、少年法及び子どもの権利条約に違反し、少年及び被害者のプライバシーを侵害する。

また、文藝春秋2015年5月号によれば、この決定書の内容の公表には、本件事件の審理を担当した元裁判官が関与しているとのことである。裁判官には、在職中はもとより退職後も、取り扱った個々の事件について保秘が求められるのであり、当該元裁判官の行為は守秘義務違反にあたる。元裁判官の守秘義務違反により、少年や被害者の権利を害し、少年審判に対する信頼が損なわれる本件公表がなされたものである。

よって、当連合会は、本件公表を行った株式会社文藝春秋並びに本件公表に関与した一般社団法人共同通信社編集委員及び元裁判官に対して、厳重に抗議する。

2015年（平成27年）5月27日

近畿弁護士会連合会

理事長 元 永 佐緒里